



トラブルを未然に防ぐために——

## にしわき消費生活通信

No.231

### クーリング・オフの注意点

#### ▶事例

- ①先日、店舗でゲーム機を購入したが、後日同じ商品が安い値段で広告に載っていた。返品して再度購入したいと思い、店舗に連絡したが断られた。クーリング・オフしたい。
- ②インターネット通販でバッグを購入したが、バッグの色を間違えて注文してしまっていた。電話で返品したいと伝えたが「返品できない、規約にも書いてある」と言われ、「であればクーリング・オフする」と伝え、と、「通信販売はクーリング・オフの適用外だ」と言われた。

#### ▶アドバイス

- ①クーリング・オフは訪問販売や電話勧誘など、事業者からの不意打ち的な勧誘により契約した場合に、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や契約を解除できる制度です。

店舗購入・通信販売の場合、クーリング・オフはできません。なお、クーリング・オフができる取引の対象は法律などで決められています。

- ②通信販売の場合、注文前に希望する商品の内容や返品の可否、条件などをよく確認しましょう。
- ③契約者が未成年の場合、未成年者取り消しができる場合があります。困ったときは西脇市消費生活センターにご相談ください。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時  
(祝日・年末年始除く)